生 環 一 第 205号

平成22年２月24日

埼玉県警察本部長

銃砲刀剣類関係統計並びに猟銃等及び火薬類に係る事件、事故等の報告について

（通達）

（概要）

本通達は、銃砲刀剣類に関する統計並びに猟銃等及び火薬類に関する事件、事故について報告要領及び報告様式等の必要な事項を定めている。